

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【公開番号】特開2011-136228(P2011-136228A)

【公開日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2011-88155(P2011-88155)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示する変動表示部を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果となつたときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御する遊技機であつて、

遊技者が操作可能な操作手段と、

前記特定遊技状態に制御するか否かを、前記識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段と、

該事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、前記識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦非特定表示結果となる前記識別情報を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示を行なう再変動表示パターンを含む予め定められた複数種類の前記識別情報の変動表示パターンの中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、前記識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段と、

前記変動表示パターン選択手段により前記再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において、前記特定遊技状態となることを予告する予告演出として、複数段階の予告ステップよりなるステップアップ予告演出と前記操作手段が操作されたことを条件として予告を実行する操作予告演出とを含む、所定の予告演出を実行するか否かを選択するとともに、当該所定の予告演出を実行するときの予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段と、

該予告演出選択手段により前記所定の予告演出を実行する選択がされたときに、前記再変動表示パターンで実行される変動表示中において、前記予告演出選択手段により選択された予告演出態様で前記所定の予告演出を実行する予告演出実行手段とを備え、

前記予告演出選択手段は、

前記所定の予告演出として前記ステップアップ予告演出が選択されたときには、予告演出態様として、前記変動表示パターン選択手段により選択された前記再変動表示パターンで実行される再変動の回数に応じて異なる選択割合で、各再変動において第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかを選択し、

前記ステップアップ予告演出と前記操作予告演出とでは、前記特定遊技状態となる信頼度が異なることを特徴とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(1) 各々が識別可能な複数種類の識別情報(演出図柄)を変動表示する変動表示部(演出表示装置9)を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果(大当たり図柄)となったときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態(大当たり遊技状態)に制御する遊技機(パチンコ遊技機1)であって、

遊技者が操作可能な操作手段(操作ボタン30、)と、

前記特定遊技状態に制御するか否かを、前記識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560、図35のS61)と

該事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、前記識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦非特定表示結果となる前記識別情報を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示を行なう再変動表示パターン(「擬似連」の演出を含む変動パターン)を含む予め定められた複数種類の前記識別情報の変動表示パターン(変動パターン)の中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560、図36のS101～S105)と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、前記識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段(演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS518～S521および図90のS841～S845)と、

前記変動表示パターン選択手段により前記再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において、前記特定遊技状態となることを予告する予告演出として、複数段階の予告ステップよりなるステップアップ予告演出(図65の第1ステップアップ予告)と前記操作手段が操作されたことを条件として予告を実行する操作予告演出(図64のボタン予告)とを含む、所定の予告演出を実行するか否かを選択するとともに、当該所定の予告演出を実行するときの予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段(演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS516a、図86のS532～S533)と、

該予告演出選択手段により前記所定の予告演出を実行する選択がされたときに、前記再変動表示パターンで実行される変動表示中において、前記予告演出選択手段により選択された予告演出態様で前記所定の予告演出を実行する予告演出実行手段(演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS520、図90のS845、図92のST16a、図93のST16b)とを備え、

前記予告演出選択手段は、

前記所定の予告演出として前記ステップアップ予告演出が選択されたときには、予告演出態様として、前記変動表示パターン選択手段により選択された前記再変動表示パターンで実行される再変動の回数に応じて異なる選択割合で、各再変動において第1段階の予告ステップ(ステップ1)から複数段階のうちいずれの段階の予告ステップ(ステップ2, 3A, 3B)まで発展させるかを選択(図86のS538、図36のS101～S105に示すように、大当たり遊技状態に制御するか否かの決定に基づいて、擬似連の変動パターンを含む変動パターンが選択される。そして、擬似連については、図23～図26に示すように、再変動の繰返し実行回数(擬似連変動回数)の選択決定について、大当たりする方が決定されたときの方が、はずれとすることが決定されたときと比べて、回数が多くなるように設定されている。さらに、図67に示すように、大当たりすることが決定されたときには、はずれとすることが決定されたときと比べて、第1予告演出としての第1

ステップアップ予告を行なう割合が多くなるように設定されている。したがって、擬似連の変動パターンとなるときには、第1ステップアップ予告を実行するか否かが、再変動の合計回数に応じて、異なる選択割合で選択されることとなる。また、図68の(D)～(F)で擬似連の合計回数(2回、3回)に応じて各段階の変動での予告演出に必要なテーブルを選択する。図71および図72のように、擬似連の合計変動回数(2回、3回)に応じて選択されるテーブルは、予告ステップの選択割合が異なる)し、

前記ステップアップ予告演出と前記操作予告演出とでは、前記特定遊技状態となる信頼度が異なる(図67の第1予告演出予告パターン種別決定テーブル200の設定では、大当り変動パターンのときの方が、非リーチはずれ変動パターンのとき、および、リーチはずれ変動パターンのときと比べて、ボタン予告が選択される割合が、第1ステップアップ予告が選択される割合よりも多い)。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

このような構成によれば、特定遊技状態に制御するか否かの決定に基づいて、再変動表示パターンを含む変動表示パターンが選択される。再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において所定の予告演出を実行する選択がされたときには、当該変動表示中ににおいて、複数種類の予告演出態様の中から選択された予告演出態様で予告演出が開始される。そして、特定遊技状態となることを予告する予告演出として、複数段階の予告ステップよりなるステップアップ予告演出と操作手段が操作されたことを条件として予告を実行する操作予告演出とを含む、所定の予告演出としてステップアップ予告演出が選択されたときには、予告演出態様として、再変動表示パターンで実行される再変動の回数に応じて異なる選択割合で、各再変動において第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかが選択される。このような所定の予告演出については、再変動表示パターンで実行される再変動の回数に応じて異なる選択割合で予告演出態様が選択される。これにより、特定遊技状態に制御するか否かの決定結果と関連し得る再変動の回数に対応して、所定の予告演出の予告演出態様によって、遊技者の期待感を高めるようにすることができます。さらに、再変動表示パターンにおける再変動の回数と、選択される予告演出態様との関連性により、再変動表示に関する演出のバリエーションを増加させることができる。このような、再変動表示における再変動の回数に対する遊技者の期待感を高めること、および、再変動表示に関する演出のバリエーションを増加させることにより、再変動表示に関する演出の面白みを向上させ、遊技の興趣を向上させることができる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0902

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0902】

(31) 各々が識別可能な複数種類の識別情報(演出図柄)を変動表示する変動表示部(演出表示装置9)を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果(大当り図柄)となったときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態(大当り遊技状態)に制御する遊技機(パチンコ遊技機1)であつて、

前記特定遊技状態に制御するか否かを、前記識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560、図35のS61)と

該事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、前記識別情報の変動

表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦非特定表示結果となる識別情報を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示を行なう再変動表示パターン（擬似連の演出を含む変動パターン）を含む予め定められた複数種類の前記識別情報の変動表示パターン（変動パターン）の中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560、図36のS101～S105）と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、前記識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS518～S521および図90のS841～S845）と、

前記変動表示パターン選択手段により前記再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において、前記特定遊技状態となることを予告する予告演出として複数段階の予告ステップにより行なうステップアップ予告演出（図65の第1ステップアップ予告、第2ステップアップ予告）を実行するか否かを選択するとともに、前記ステップアップ予告演出を実行するときの予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS516a、図86のS532～S547）と、

該予告演出選択手段により前記ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときに、前記再変動表示パターンで実行される変動表示中において、選択された予告演出態様でステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図84のS520、図90のS845、図93のST16b、図94のST16c）とを備え、

前記予告演出選択手段は、ステップアップ予告演出を実行するときに、複数系統のステップアップ予告演出（第1ステップアップ予告、第2ステップアップ予告）のうちから実行するステップアップ予告演出を選択し（図86のS533、S533c）、前記変動表示パターン選択手段により選択された再変動表示パターンで実行される再変動の合計回数に応じて、前記複数種類の予告演出態様を異なる選択割合で選択する（図68（D）～（F）および図79の（A）～（C）で擬似連の合計回数（2回、3回）に応じて各段階の変動での予告演出に必要なテーブルを選択する。図71、図72、図80、および、図81のように、擬似連の合計変動回数（2回、3回）に応じて選択されるテーブルは、予告ステップの選択割合が異なる）。

このような構成によれば、特定遊技状態に制御するか否かの決定に基づいて、再変動表示パターンを含む変動表示パターンが選択され、再変動表示パターンが選択されたときの変動表示においてステップアップ予告演出を実行する選択がされたときには、当該変動表示中において、選択された予告演出態様でステップアップ予告演出が実行される。ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときには、複数系統のステップアップ予告演出のうちから実行するステップアップ予告演出が選択される。複数系統のステップアップ予告演出については、再変動表示パターンで実行される再変動の合計回数に応じて、複数種類の予告演出態様が異なる選択割合で選択される。これにより、特定遊技状態に制御するか否かの決定結果と関連し得る再変動の合計回数に対応して、複数段階の予告ステップによる予告演出の演出態様によって、遊技者の期待感を高めるようにすることができます。さらに、再変動表示パターンにおける再変動の回数と、選択される予告演出態様との関連性により、再変動表示に関する演出のバリエーションを増加させることができる。このような、再変動表示における再変動の合計回数に対する遊技者の期待感を高めること、および、再変動表示に関する演出のバリエーションを増加させることにより、再変動表示に関する演出の面白みを向上させ、遊技の興奮を向上させることができる。

（32）なお、今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した説明ではなく特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。